

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月31日）及び資格取得日（昭和37年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る被保険者記録については、A社において昭和34年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年12月31日に資格を喪失後、37年5月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人を記憶する複数の元従業員は、申立人は申立期間も含めて勤務形態に変更は無く、製造部門において製造や検査などの業務に従事していた旨供述していることから、申立人は、申立期間及びその前後の期間において勤務形態に変更は無く、A社における勤務は継続していたと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者記録に空白がある者は申立人のみであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）

の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月8日は20万3,000円、同年12月18日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月8日
② 平成19年12月18日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていた。賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及びA社が年金事務所に提出した賞与支払に関する回答書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記回答書において確認できる保険料控除額から、平成19年8月8日は20万3,000円、同年12月18日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、同社は廃業状態で当時の資料は残されておらず、社会保険関係事務は顧問社会保険労務士に任せていたとしているところ、当該社会保険労務士の所在を特定することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は16万5,000円、同年12月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時は定期的に年に2回の賞与が支払われていた記憶があるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与変動項目一覧表において確認できる賞与額から、平成16年7月16日は16万5,000円、同年12月21日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年11月1日から同年12月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月から同年12月3日まで
② 平成13年12月3日から14年5月11日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成13年10月から継続して勤務しており、就職年月が記載された給与所得の源泉徴収票を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料明細に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。当該給料明細を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成13年11月1日から同年12月3日までの期間について、雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された同年11月分から14年5月分までの給料明細並びにA社から提出された13年分及び14年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、社会保険関係の書類は残されていないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、社会保険関係の書類は残されていないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、平成13年10月から同年11月1日までの期間について、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票に申立人の就職年月は同年10月と記載されている上、A社は、給与の締め日を20日としているところ、上記の同年11月分の給料明細に欠勤控除の記載が無いことから判断すると、申立人は、少なくとも同年10月22日（月曜日）には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記給料明細及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年10月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から19年9月1日までの期間及び20年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は28万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から19年7月までは28万円、同年8月は36万円、20年9月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」と

いう。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から22年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年12月1日から23年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで、同年4月から19年8月まで及び20年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は28万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から19年7月までは28万円、同年8月は36万円、20年9月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで、15年3月、19年9月から20年8月まで及び同年10月から22年11月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年4月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年4月は22万円、同年5月から同年8月までは36万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の改定の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 22 年 12 月から 23 年 3 月までの期間について、上記給与明細票によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 22 年 4 月から 23 年 2 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製造所における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社発行の在職証明書及び同社が加入するD厚生年金基金から提出された加入員台帳により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和57年7月1日に同社C製造所から同社E製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和57年5月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当初、昭和57年6月30日を申立人に係る資格喪失日として届け出たが、同年7月12日に厚生年金基金に資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を提出しており、当該訂正届は複写式でないものの、当然、社会保険事務所（当時）にも同様の訂正届を提出し、保険料も納付しているはずだ。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月15日は12万7,000円、同年12月15日は40万1,000円、18年6月15日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。一部期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立人の取引銀行における取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び取引明細表において確認又は推認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年6月15日は12万7,000円、同年12月15日は40万1,000円、18年6月15日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役及び破産管財人は確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る届出をしておらず、当該賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成22年10月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る保険料を納付したと回答しているところ、年金事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、同社が申立人に係る資格喪失日を平成22年10月31日として届け出ていることが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書では保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職慰労金計算書及び同社の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和37年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C営業所からB工場に異動した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社C営業所及び同社B工場において申立人と一緒に勤務していたとする上司の回答等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C営業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社が保有する人事異動資料には6人の従業員の異動日が昭和41年3月21日と記載されているが、上記上司は、同社C営業所から同社B工場には順次異動していたとしているところ、申立人の同社同営業所における資格喪失日は同年3月25日であることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿にはA社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年4月1日と記載されているが、同社が保有する人事異動資料によると、申立期間直前の同年3月21日に同社C営業所から同社同工場に5人以上の従業員が異動していることが確認できることから、同社同工場は、申立期間においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和57年8月31日から58年5月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年5月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和58年5月6日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和58年5月6日）を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年8月31日まで
② 昭和57年8月31日から58年7月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、当初、昭和56年10月の定時決定により38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった58年2月28日の後の同年5月6日付けで、当該定時決定の記録が取り消され、20万円に減額訂正されていることが確認できる上、

申立人と同様に、同日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されている者が28人確認できる。

また、A社の経理部長は、当時、同社には社会保険料の滞納があった旨供述している。

さらに、A社の元従業員は、申立人は営業の仕事をしており、厚生年金保険事務には関与していない旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、昭和57年8月31日から58年5月6日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年2月28日の後の同年5月6日付けで、遡って57年8月31日と記録されていることが確認できる上、申立人と同様に、同日付けで資格喪失日を遡って57年8月31日と記録されている者が38人確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、当該期間においても法人事業所であったことが確認できる上、複数の従業員が、従業員は10数人以上であったと供述していることから、同社は、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である昭和58年5月6日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、昭和58年5月6日から同年7月21日までの期間について、雇用保険の加入記録及び上記給与明細書により、申立人は、当該期間においてもA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記登記簿謄本により、A社は、当該期間においても法人事業所であったことが確認できる上、複数の従業員が、従業員は10数人以上であったと供述していることから、同社は、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人に係る上記訂正後の昭和58年4月の標準報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社本社から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社設立のため、責任者としてB社C工場からA社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る個人台帳及びA社が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和41年10月1日にB社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB工場からC工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と一緒に勤務していたとする複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社C工場に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同工場は昭和42年9月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人のA社における資格取得日は昭和42年4月5日であることが確認できる上、同社は、「申立人がC工場に異動となった同年3月21日から同工場が適用事業所となった同年9月21日までの期間については、当社本社に所属させる取扱いをしていたものと考えられる。」旨回答していることから、申立人は、申立期間について、同社において被保険者資格を有していたものとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立人に係る資格取得の届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月

私は、平成 15 年 7 月に母と一緒に市役所へ行き、学生納付特例の申請手続きを行った。その際、母が申立期間の国民年金保険料を窓口で現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 7 月に学生納付特例の申請手続きを行った際に、申立人の母親が市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しているが、14 年 4 月以降の保険料の収納事務は国に一元化されており、15 年 7 月当時に申立期間の保険料を市役所の窓口で納付することはできない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料及び平成4年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から47年3月まで
② 平成4年3月

私の母は、私が退職した昭和46年5月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、途中からは付加保険料も併せて納付してくれた。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和47年6月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人の保険料を納付していたとする母親から聴取することができない上、申立人は保険料納付に関与していないとしていることから、当該期間における保険料納付状況は不明である。

申立期間②については、オンライン記録により当該期間の定額保険料は平成4年11月26日に過年度納付されていることが確認でき、この時点で当該期間の付加保険料は納付することができない。

そのほか、申立人の母親が申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13762 (事案 2997 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

前は、申立期間のうち昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められなかった。今回は、前回認められなかった期間と同じように保険料を納付していた43年1月を追加して申立てを行うので、再度調査をして、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和43年2月から44年3月までの期間に係る申立てについては、申立人は印紙検認による納付の記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年8月時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回年金記録の訂正が不要とされた上記期間に昭和43年1月を追加して申立てを行っているが、当該追加期間の保険料納付に係る状況は前回訂正が不要とされた期間の保険料納付に係る状況と同様であり、また、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から52年3月まで
私は、父から、学生だった私を20歳の時から国民年金に加入させ、私が昭和52年4月に結婚するまでの国民年金保険料を納付していたと何度か聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親から、申立人が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、昭和52年4月に結婚するまでの国民年金保険料を納付していたと何度か聞いたことがあるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号直近の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、結婚後の同年6月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間のうち50年3月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたとする父親から聴取することができない上、申立人は、加入手続き及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続き及び保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年1月まで

私は、昭和36年10月頃に、同じ住宅に居住していた知人から勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を2回か3回に分けて納付した。1回の納付額は、当時としては大金の800円であった。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳から、申立人は43年12月9日に任意加入の手続を行っていることが確認でき、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間に係る未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和36年10月頃に国民年金手帳を受け取った記憶は無く、保険料を納付した後に領収書を受け取ったと述べているが、申立期間当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、申立人の説明は当時の制度と相違している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から62年3月まで

私は、昭和58年12月に会社を退職し、しばらくは国民年金に加入していなかったが、59年7月頃に祖母が私の国民年金の加入手続を区出張所で行い、過去の未納期間の国民年金保険料と併せて毎月保険料を納付していた。*年*月に祖母が亡くなってからは母が毎月保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の年金手帳に押印されている交付日から、平成元年5月に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続を昭和59年7月頃に行ったとする祖母から当時の状況を聴取することができない上、申立人及びその母親は加入手続に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続の状況は不明であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の祖母及び母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた実兄の紹介で、C県D市Eにあった同社本社のF課に勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現在の人事責任者は、A社の本社がC県D市Eにあった記録は確認できたが、保管してある資料から申立人の在籍は確認できなかった旨回答している。

また、A社E工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立期間の前後に、申立人の実兄の被保険者記録が確認できる同社（G本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が確認できた51人に照会したところ、申立人が所属していたとするF課に勤務していたとする元従業員6人を含む32人から回答を得たが、申立人を記憶している者は確認できなかった。

さらに、申立期間当時、EのF課に所属していたとする複数の元従業員は、F課には多数の学生アルバイトを雇っていたが、学生アルバイトは厚生年金保険に加入しておらず、また、申立期間当時、F課には若い男性の正社員は勤務していなかった旨供述しているところ、当該従業員の一人は、アルバイトの一部にはA社の社員の子弟も含まれていたとしている。

なお、申立人の実兄は、相当昔のことであり、申立人をA社に紹介したように思うが、申立人の勤務期間や雇用形態などの詳細は覚えていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年から21年頃まで
② 昭和28年から30年頃まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、当時の社会保険の被保険者台帳（会社控え）に申立人の氏名は無く、在籍の事実及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない旨回答している。

また、申立期間①当時にA社に勤務しており所在の確認ができた従業員二人は、申立人を知らないと供述している上、そのうち、当該期間に本社総務部で勤務していたとする者は、正社員は厚生年金保険に加入していたが、入ってもすぐに辞めてしまう人も多く、また、当時は職人や臨時雇用者も多数働いており、そのような者は、社会保険に加入させていなかったと思う旨供述している。

さらに、申立人が記憶している工場の職長だったとする者については、姓のみの記憶のため、当該人物を特定することができず、そのほかに同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除等の事実について照会を行うことができない。

加えて、A社及び同社の工場に係る被保険者名簿のうち、申立期間①に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも当該期間に係る記録は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、C社の所在地を管轄する法務局は、同社の商業登記の記録は確認できない旨回

答している上、申立期間②当時のD県職業別電話帳及び個人別電話帳を調査したが、同社及びそれに類する掲載は見当たらず、同社に関する情報を得ることができなかった。

さらに、申立人は、C社の代表者及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除等の事実について照会を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24459 (事案 17789 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月31日までの期間及び8年6月12日から11年9月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月31日から8年6月12日までの期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から11年9月1日まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の引下げ及び加入記録が無いことについては、社会保険事務所(当時)の職員に強要されたものであることから、記録を訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。

しかし、不正により行われた標準報酬月額の減額訂正及び資格喪失処理は取り消されるべきであり、今回、新たな資料として、社会保険事務所が確認印又は調査済印を押している資格取得時の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、平成4年10月の「被保険者標準報酬決定通知書」及び5年4月の「被保険者標準報酬改定通知書」を提出するので、標準報酬月額を当初の記録に訂正の上、A社に勤務していた資格喪失後の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から8年5月31日までの期間及び同年6月12日から11年9月1日までの期間に係る申立てについては、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人自らが、標準報酬月額の減額訂正及び被保険者資格の喪失に係る書類に押印したと供述していることから、当該減額訂正及び資格喪失処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないこと、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していないと供述していること等から、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年6月8日付

けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、A社における資格取得時の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、平成4年10月の「被保険者標準報酬決定通知書」及び5年4月の「被保険者標準報酬改定通知書」を提出し、上記減額訂正及び資格喪失に係る手続は社会保険事務所の職員に強要された不適正なものであることから、標準報酬月額を当初の記録に訂正し、申立期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の6年10月31日から8年6月12日までの期間を被保険者期間として認めてほしいと申し立てしているところ、オンライン記録によると、当該決定通知書及び改定通知書に記載されている標準報酬月額は、当該減額訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険の届出事務の権限を有するA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正及び被保険者資格の喪失に係る手続に関与しており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していないと供述していることから、当該減額訂正及び資格喪失処理を有効なものでないとする主張は認められず、申立人から提出のあった上記の新たな資料については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間のうち、平成5年1月から6年9月まで及び8年6月から11年8月までにおける標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間のうち、6年10月31日から8年6月12日までの期間における資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた報酬月額よりも引き下げられているので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間である平成 8 年 10 月から 10 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 6 月 30 日より後の同年 7 月 6 日付けで、8 年 10 月に遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 6 月 1 日から事業主となっており、平成 10 年 7 月 7 日に新たな事業主と交代するまで、同社の事業主として記録されており、上記遡及減額訂正処理が行われた同年 7 月 6 日時点においても、事業主であったものと認められる。そして、申立人が上記遡及減額訂正処理が行われた同年 7 月 6 日も同社の事業主であったことは、同社に係る商業・法人登記簿謄本において、申立人が同年 7 月 7 日に代表取締役を退任していることから確認できる。

また、当該遡及減額訂正と同日付けで、A社において、申立人と共同の代表取締役であった者についても、申立人と同様に標準報酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間に社会保険料の滞納があったことは知っていたと供述しながらも、「遡及訂正処理日頃は、もう一人の代表取締役が会社の実権を握っており、標準報酬月額の引下げについて、相談や了解を求められた記憶は無い。」と主張している

が、もう一人の代表取締役が既に死亡していることもあり、これを確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、上記標準報酬月額の遡及減額訂正の届出を行ったことについて、当該遡及減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月頃から 47 年 12 月 24 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A 社については、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、同社に対して申立内容に関しての照会ができない上、申立人は、同社の事業主及び複数の従業員の名を記憶しているものの、これらの者は連絡先が不明又は連絡が取れないため、申立人の勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月30日から31年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を、申立期間の初日である昭和30年4月30日に一旦喪失し、その後申立期間の最終日である31年2月1日に再取得しており、申立期間の被保険者記録が無いところ、申立期間についても、同社に勤務していたので、被保険者として加入記録が無いのは納得できないとして申し立てている。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本を確認したところ、同社は、既に解散している上、申立期間当時の事業主は、死亡していることから、同社及び同社の事業主から、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者になっていることが確認でき、かつ、連絡先が判明した従業員一人に照会したところ、同人は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間について明確な記憶が無く、申立人の申立期間における勤務の状況を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を見たところ、申立人のA社における被保険者としての記録は、同一ページに全て記録されており、当該ページにおいて申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）が受理した際の番号は、それぞれ別の番号となっていることから、同社は当該名簿の記録どおりの届出を行っていたことが推認できる上、当該名簿の申立人の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳

の記録と一致していることから判断して、社会保険事務所が申立人の同社に係る資格取得日及び資格喪失日について誤って記録したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から34年9月1日まで
A社が経営していたレストランで調理師として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には1年半ほど勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社の従業員については、上司一人の姓のみを記憶しているが、同人と思われる被保険者は既に死亡しているため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後に被保険者記録がある12人の従業員に申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答があった8人のうち、2人が申立人を記憶していたものの、申立人の在籍期間については不明としている上、いずれの回答者も、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては分からない旨供述している。

さらに、上記回答者のうちの一人で、申立期間当時に給与事務を担当していた従業員は、厚生年金保険の未加入期間に給与から当該保険料を控除することはあり得ない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から30年1月1日まで
A局（現在は、B局）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局の回答から、申立人が、申立期間においてA局に臨時傭人として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同局は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B局は、当時の臨時傭人の給与や社会保険関係の資料を保管していないことから、申立人のA局における給与や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の被保険者記号番号は、昭和30年1月27日付けで払い出され、申立人が、A局が厚生年金保険の適用事業所となった同年1月1日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。